

メッセージ：20周年に寄せて

国際協力部20周年に寄せて

元大阪高等検察庁検事長，初代国際協力部長

弁護士

尾崎道明

2001年，21世紀の始まりとともに発足したICDでの約2年間にわたる勤務経験は，印象に残る出来事に満ちた，貴重な思い出である。

長年，検察実務のほか立法や解釈を含めた刑事法実務に明け暮れてきた私にとって，アジア諸国を中心とした国々への法整備支援活動は，全く新しい課題であり，それまでの発想や仕事のやりかたを根本的に変えることが必要だった。幸い，熱意と研究心に溢れた，それぞれ個性豊かな教官や国際専門官に恵まれ，ともに議論し，プロジェクト・サイクル・マネジメントに関する研修にも参加するなどして，支援プログラムの企画・実施・評価の方法を学び，あるべき支援の形を模索する毎日だった。大阪及びその周辺で活躍される方々を始めとして弁護士，学者，通訳者等の方々から様々な力強い協力をいただいたことも，感謝の念とともに懐かしく思い出す。

いかにして効果的な支援を実施し，対象国の人々自身によるその国の法の整備に貢献していくのか，これは，法整備支援活動の永遠の課題であろう。書かれた法の整備から，これを実際に適用していくための制度と人材の整備育成へ，さらに，司法制度の公正な運営と国民のこれへのアクセスの保障へ，課題は次々と積み重なっていく。法の支配は，これらを目指す不断の活動によって支えられ，進むものであろう。

私自身の印象深い経験としては，2002年10月15，16日の両日，プノンペンで開催された民法・民事訴訟法案の完成に伴う現地セミナーに参加し，起草作業に参加したカンボジアの方々の発表に感銘を受けたこと，その出張の際，王立司法学院のKim Sathavy 校長から支援を切望され，法律家の人材養成への支援の意義とその重要性を改めて認識したことが思い浮かぶ。

このように考えながらICDの現在の陣容を見ると，発足後20年を経ての，その充実ぶりに驚く一方，司法制度を担う人材の育成等をも視野に入れれば，まだまだ拡充の余地があるのではないかとの思いを深くする。

これに関連して，ICDの活動に限らず，我が国全体として，法整備支援活動の輪が広がっていることは，本当にうれしい。私は，現在，ある法律事務所に在籍しているが，そこにも名古屋大学に留学中のアジア諸国の学生がインターンとしてやって来る。私も，刑事法を中心として，各インターンの質問に応じる形で講義を行っており，これら将来の若き法律家と接して，その新鮮でまっすぐな感覚と探究心にうたれることが少なくない。彼らの前途が実り多いことを祈らずにはいられない。さらに，事務所所属の海外弁護士の一人は，上記大学の日本法教育プログラムを修了したウズベキスタン人であり，現在タシケ

ントで活躍している。また、最近、相当数の大学で法整備支援活動に関する各種プログラムが実施され、法整備支援の現場への研修旅行も行われていることを知り、改めてその広がり感銘を受けた。ICDが、これらの様々な活動の結節点、すなわち、情報の集約と交換、各活動の調整と連携、より効果的な支援の研究、諸外国への発信等の場として、ますます重要な役割を果たしていくことを期待している。

今後とも、ICDの教官及び国際専門官の多方面にわたる一層の活躍により、我が国の法整備支援活動がさらに発展し、各国における法の支配の進展に寄与して、人々の豊かで平和な生活の支えとなることを心から祈り、この稿を終えることとしたい。